

第1節

風水害等に関する情報の収集及び伝達

関係各部

1 風水害等に関する情報の収集

気象・地象・水象等による災害の被害を最小限に抑えるためには、これらの情報を一刻も早く関係機関、地域住民等に伝達することが重要であることから、関係各部は次の情報収集に努める。

- ・気象警報等に関する情報
- ・河川水位に関する情報（水防警報、避難判断水位情報等）
- ・雨量情報
- ・ダム流量に関する情報
- ・波高、風向、潮位に関する情報
- ・土砂災害に関する情報（土砂災害警戒情報等）

2 情報の伝達体制

- ・気象警報等の伝達系統（資料3-1 気象警報等の伝達系統）
- ・火災警報の伝達系統（資料3-2 火災警報の伝達系統）
- ・水害に関する情報の伝達系統（資料3-3 水害に関する情報の伝達系統）
- ・土砂災害に関する情報の伝達系統（資料3-4 土砂災害に関する情報の伝達系統）

3 水防活動（水防警報対象河川：資料9 各種災害の避難勧告等に関する資料）

風水害については、気象予警報等により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、災害発生前における情報収集・伝達や災害未然防止活動等を的確に実施することが重要である。

そのため、富山地方気象台より暴風、大雨、洪水又は高潮警報が発表され、若しくは富山県新川土木センターより水防警報の発令があり、水防活動の活動が認められるときは、状況に応じて水防本部の特別警戒配備体制等を取り、適切な水防活動を行う。

また、被害が発生するおそれが高くなる等、必要な場合、関係各部・各班は広報車、同報系無線、ケーブルテレビ等を利用し、市民に対し警戒の強化や避難の準備等、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、注意喚起する。その際、要配慮者への呼びかけにも配慮する。風水害による被害が大規模になるおそれがある場合は、災害対策本部に移行し、諸活動を実施する。

4 土砂災害警戒活動（土砂災害危険箇所：資料10-9 土砂災害警戒区域等）

土砂災害の発生は、局地的かつ突発的な場合が多く、市及びその他防災関係機関の適切な判

断と迅速な応急対策が重要である。

(1) 情報の収集及び伝達

ア 土砂災害危険箇所が含まれる地域においては、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害の状況の早期把握に努める。この場合、市民の生命の安全に関する情報を最優先に収集、伝達する。

イ 広域的な土砂災害が発生し、又は発生することが予想される場合においては、必要に応じて国等の防災関係機関の協力を得て、機動的な初動調査に努める。

ウ 土砂災害の発生が予想される場合は、市民及びライフライン管理者、交通機関等に対し早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行い、特に具体的に危険が予想される土砂災害危険箇所周辺の市民に対しては、極力戸別伝達に努める。

(2) 危険箇所の警戒及び避難

県及び施設管理者は、豪雨等によって山地斜面崩壊や天然ダムの決壊などのおそれがあるときや、治山・砂防施設、ため池等灌漑施設等による二次災害の危険性のある箇所に対しては、関係機関と協力して警戒にあたる。

(3) 二次災害防止対策

ア 降雨等の気象状況に十分な注意、監視を行うとともに、崩壊面及びその周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意しつつ監視を行う。

イ 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等必要な措置を行う。

ウ 行方不明者等の捜索活動、応急工事等にあたっては、特に十分な注意、監視を行う。

エ 降雨継続時においては、作業の安全を確保した上で、崩壊箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路等の簡易な応急措置により、再崩壊等の防止に努める。

オ 安全が確保されれば、直ちに二次災害防止のための堆積土砂等の除去、土留工事等を実施する。

(4) 専門技術者への協力要請

二次災害が発生する可能性の判断等について、必要に応じ、NPO法人富山県砂防ボランティア協会や地元在住の専門技術者（コンサルタント、斜面判定士等）へ県を通じて協力要請する。

第2節 動員配備

関係各部

風水害が発生又は発生するおそれがある場合は、魚津市水防計画に基づいて直ちに次の配備体制をとり、被害状況の把握及び災害応急対策を実施する。

1 市の配備基準

種別	配備基準	配備体制
第1 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 市の区域に大雨若しくは洪水の注意報若しくは波浪警報の一以上が発表され、又は高潮と波浪の注意報が同時に発表されたとき。 	建設課を中心とする一の班体制
	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、高潮、暴風警報の一以上が発表されたとき。 市長が必要と認めたとき。 	建設課を中心とする一の班体制 総務課〕若干名 主として情報連絡活動にあたり、状況によって速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制
第2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、高潮、暴風警報の一以上が発表され、局地的な災害の発生、又は発生のおそれがあるとき。 避難判断水位に達することが予測されるとき。 ※避難判断水位は避難指示等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位。 土砂災害警戒情報が発表された、又は発表される見込みのとき。 土砂災害発生危険基準線（CL）が超過することが予測されるとき。 ※Critical lineの略で、土砂災害に対して注意すべき領域と警戒すべき領域の境界線のこと。CLを超えると土砂災害が発生する確率が高くなる。 市長が必要と認めたとき。 	各部局長及び次長 総務課 企画政策課 財政課 建設課 農林水産課 都市計画課 上下水道課 消防署 消防団 魚津市水防計画に基づく第2非常配備 ※避難指示等発令及び避難所開設の見込みの場合、下記の課を含めた体制とする 地域協働課 税務課 社会福祉課 こども課 健康センター 教育総務課 学校教育課 生涯学習・スポーツ課 上下水道課 各課長及び課員若干名 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。

<p>第3 非常配備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、高潮、暴風、波浪等の特別警報が発表されたとき。 ・はん濫危険水位に達することが予測されるとき。 ※はん濫危険水位は洪水等により家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位。 ・土砂災害発生危険基準線（CL）が超過したとき。 ・大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ・市長が必要と認めたとき。 	<p>災害対策本部各部の全職員を配置し、職員全体をもって応急対策を実施する体制</p> <p style="text-align: center;">（災害対策本部設置）</p>
--------------------	---	---

※市長は、被害の種類、規模によって、必要と認めるときは、上記の基準とは異なる配備体制を指令することができる。

※各部の長は、被害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制をとることができる。

2 参集基準

- (1) 夜間、休日等において配備体制を決定したときは、あらかじめ定められた連絡系統にしたがって、電話等により職員に伝達する。なお、電話等が使用不能又は著しく使用困難なときは、職員は自ら被害情報を収集し、参集についての自主判断をする。
- (2) 職員の参集場所は、原則として所属する部署とする。ただし、所属部署に参集が困難な場合は、最寄りの公民館、避難所等に参集し、応急対策活動を行う。
- (3) 参集時の交通手段は、原則として自転車、バイク又は徒歩で行う。
- (4) 職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査するとともに、要救護者を発見したときは救護措置にあたった後、速やかに参集する。
- (5) 職員は、身の回りに関することは自己完結の心構えで、災害対策に適する服装や装備により参集する。

3 要員配備の調整

(1) 本部室の要員配備の調整

総務班は、本部室要員が不足する場合は、本部室連絡員を通じて各部からの要員の応援を求める。

(2) 各部の要員配備の調整

各部の長は、部内各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは、部内の応援班及びその他の班に応援を指示する。なおかつ要員が不足する場合は、総務班に要員配備の調整を求める。

(3) 応援要請等

市職員のみでは十分な応急対策活動が行えないと予想される場合は、状況に応じて速やかに協定市等に職員の派遣応援協力を要請する。

第3節 災害対策本部の設置

本部室 関係各部

1 災害対策本部及び現地災害対策本部

(1) 設置基準

ア 災害対策本部

市長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部が設置された場合には、水防本部は災害対策本部に包括される。

また、災害対策本部が設置されない段階での応急対策は、災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

組 織	設 置 基 準
災害対策本部	大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、災害対策について特別の措置が必要と認められるとき。

イ 現地災害対策本部

本部長は、災害対策本部が設置された場合で必要と認めたときは、災害対策本部の事務の一部を行う現地災害対策本部を設置する。

(2) 職務権限の代行

風水害発生時において、市長が不在等の非常時には、災害対策本部の設置等の市長権限委譲の順位を次のとおりとする。

①副市長 ②企画総務部長

(3) 設置場所

ア 災害対策本部

災害対策本部は、市庁舎第1会議室に設置し、災害対策本部室（以下「本部室」という。）を市庁舎第2会議室に設置する。ただし、市庁舎に甚大な被害を生じ対策本部としての機能が果たせない場合は、支障をきたさない公共施設等を代替施設として使用する。

イ 現地災害対策本部

被災現場近くの公共施設等に設置する。

(4) 災害対策本部の設置準備

ア 庁舎の被害状況の把握

庁舎の被害状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は自家発電装置の作動等応急措置を施す。自家発電装置については、平常時からその燃料確保の対策を講じておく。

イ 職員の被災状況の把握

勤務時間内の発災の場合、直ちに職員及び庁舎内の外来者の負傷状況等を把握し、応急手当、避難誘導等を施す。勤務時間外の発災の場合は、職員の参集状況から安否不明の

者を掌握する。

ウ 通信の確保

無線、有線設備の点検等を行い、通信機能の確保を図る。

(5) 解散基準

本部長は、災害応急対策がおおむね終了したと認められるときは、災害対策本部及び現地災害対策本部を解散する。

(6) 設置及び解散の通知

災害対策本部を設置及び解散した場合、直ちにその旨を文書により通知・発表する。

ア 富山県（消防・危機管理課）ただし、県に連絡できない場合は国（消防庁）

イ 関係機関

ウ 報道機関

2 風水害災害発生時における応急活動の流れ

風水害発生後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務は次のとおりである。

(1) 第1段階

- ・被災情報の収集
- ・初期消火、消火活動
- ・危険な建物・場所からの避難
- ・建物等の下敷きになった者の救出（地域住民の共助）
- ・避難行動要支援者の安全確保（地域住民の共助）
- ・職員の緊急参集
- ・災害対策本部の設置
- ・自衛隊等の出動準備要請
- ・通信施設被害の状況確認及び確保

(2) 第2段階

- ・被災情報の収集
- ・県・協定市等への応援要請
- ・自衛隊等の派遣要請、広域応援の要請
- ・避難所の開設（施設の安全確認、管理・運営担当職員の派遣）
- ・緊急道路の啓開
- ・交通規制の実施
- ・被災地への救護所の設置
- ・公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- ・魚津市災害救援ボランティア本部の設置
- ・ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置

(3) 第3段階

- ・被災情報の収集
- ・災害救助法の適用
- ・通信途絶地域への仮設通信設備の設置
- ・避難所への避難者の概数及び飲料水、食料等必要量の把握
- ・市の被害状況の把握
- ・被災地外からの医療救護班の受入れ
- ・輸送用車両の確保

(4) 第4段階

- ・被災情報の収集
- ・各種施設の被災状況の把握
- ・避難所等への仮設トイレの設置
- ・避難所等への飲料水・食料・生活必需品の輸送
- ・避難所での避難行動要支援者の状況把握

(5) 第5段階

- ・避難所外避難者の状況把握
- ・被災宅地危険度判定
- ・ボランティアの受入れ
- ・義援金の受付

第4節 被害情報の収集及び伝達

本部室 消防部 関係各部

被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市は各防災関係機関と緊密な連携のもと、災害に関する情報を速やかに把握する体制を整える。具体的な施策については、第2編第2章第4節「被害情報の収集及び伝達」に準じる。

第5節 通信の確保

企画総務部 消防部

災害により通信施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急活動に大きな支障が生じるため、市及び各防災関係機関は、この復旧あるいは代替機能の立ち上げについて、所要の措置を講じる。

具体的な施策については、第2編第2章第5節「通信の確保」に準じる。

第6節 消防活動

消防部

大規模な災害時は、同時多発火災の発生等により極めて大きな被害が予想されるため、市は、市民、自主防災組織、事業所等と協力して、出火防止と初期消火を実施するとともに、全総力を挙げて消火活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

具体的な施策については、第2編第2章第6節「消防活動」に準じる。

第7節 広報

関係各部

災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、災害応急対策の活動状況や各種生活情報を迅速かつ的確に周知する。

情報の提供にあたっては、避難行動要支援者に十分配慮するとともに、災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるように必要な体制の整備を図る。

具体的な施策については、第2編第2章第7節「広報」に準じる。

第8節 災害時の放送

企画総務部

市、県及び報道機関等は、防災気象情報、避難情報の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に提供する。

具体的な施策については、第2編第2章第8節「災害時の放送」に準じる。

第9節 避難勧告・避難指示（緊急）・避難準備・高齢者等避難開始

本部室 関係各部

災害により、人命の保護又は被害拡大の防止のため必要と認められる場合は、市民に対して適切に避難勧告又は指示（緊急）を行うとともに、市民が安全かつ迅速に避難できるよう避難所への円滑な誘導に努める。特に、風水害はその特性により、事前の災害発生がある程度予測できることから、迅速かつ適切な避難勧告・指示を行うことで被害の軽減を図ることが可能である。避難指示等の発令は、「魚津市防災タイムライン」に沿って行うとともに、避難行動をわかりやすくするために「警戒レベル」を加えて伝達することとする。なお、避難誘導にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者の避難を優先して行う。

具体的な施策については、第2編第2章第9節「避難勧告・指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始」に準じる。

第10節 避難所の開設及び運営

教育部 民生部 関係各部

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために避難所の設置が必要なときは、速やかに開設する。

避難所の運営は、避難所管理者、施設管理者、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア等を中心とした避難所管理チームが自主的に行うことを原則とする。運営の際は、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、男女の視点の違いに十分配慮する。

具体的な施策については、第2編第2章第10節「避難所の開設及び運営」に準じる。

第11節 避難行動要支援者の安全確保

民生部 教育部 関係各部

災害時に自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていくものとする。特に、災害が発生するおそれのある気象予報や警報が発令された場合を想定し、あらかじめ地域との協働により、要配慮者の避難訓練を実施する必要がある。そのため、市は、地域住民、関係団体、社会福祉施設、医療施設等と平常時からの連携のもと支援を行う。

具体的な施策については、第2編第2章第11節「避難行動要支援者の安全確保」に準じる。

第12節 災害ボランティアとの連携

民生部、企画総務部

大規模な災害が発生した場合、被災地の復興には、行政機関及び防災関係機関、事業所、市民の応急活動だけでは、対応が十分にできないことが想定されるため、災害ボランティアの役割は重要である。このため、ボランティアが被災現場で円滑に支援、救援等の活動を行うことができるよう体制の整備を図る。

ボランティアの受入れに際しては、その知識、技能が活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供する等その支援に努める。

具体的な施策については、第2編第2章第12節「災害ボランティアとの連携」に準じる。

第13節 民間団体等からの人員の確保

関係各部

災害により様々な被害が生じ、この応急対策が急務となった場合の必要な労働者及び技術者の動員について定めることにより、災害対策の円滑化を図る。

具体的な施策については、第2編第2章第13節「民間団体等からの人員の確保」に準じる。

第14節 広域応援要請

本部室 消防部 関係各部

大規模な災害発生時において、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合は、市と防災関係機関が相互に協力し、防災活動に万全を期す。

具体的な施策については、第2編第2章第14節「広域応援要請」に準じる。

第15節 自衛隊の災害派遣要請依頼

本部室

大規模な災害が発生したとき、市民の生命及び財産の保護のため必要な応急対策の実施が市のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

具体的な施策については、第2編第2章第15節「自衛隊の災害派遣要請依頼」に準じる。

第16節 災害救助法の適用

本部室 民生部 関係各部

災害が一定規模以上でかつ応急的な復旧を必要とし、災害救助法の適用基準を満たす場合は、保護と社会秩序の保全を図ることが必要である。災害発生時における迅速かつ的確な法の適用を図るため、制度の内容、適用基準及び手続き等について十分熟知しておく必要がある。

具体的な施策については、第2編第2章第16節「災害救助法の適用」に準じる。

第17節 救助・救急

本部室 消防部 民生部

大規模な災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救出・救助が必要となることから、市は、防災関係機関と連絡を密にしながら、また、自主防災組織、市民等の協力を得て速やかな応急対策を実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第17節「救助・救急」に準じる。

第18節 医療救護

民生部 消防部

大規模な災害が発生すると医療機関自体が被災し、医療活動能力を喪失する場合がある。また、医療機関は被災しなくてもライフラインが途絶すると、その機能の一部又は全部が麻痺する場合がある。このため、医療機関の被害状況を早期に把握し、防災関係機関との情報の共有化を図るとともに、必要に応じ医療救護班を編成又は要請する。

具体的な施策については、第2編第2章第18節「医療救護」に準じる。

第19節 緊急交通路の確保

産業建設部 関係各部

道路に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに緊急通行確保路線の応急復旧を行い、効率的な防災活動が展開されるように努める。

具体的な施策については、第2編第2章第19節「緊急交通路の確保」に準じる。

第20節 輸送手段の確保

企画総務部 関係各部

災害時における応急対策を実施するにあたり、負傷者、病人の搬送、災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等を迅速、的確に行うため、市は、防災関係機関と緊密な連携を図り、輸送手段を確保する。

具体的な施策については、第2編第2章第20節「輸送手段の確保」に準じる。

第21節 食料等の供給

本部室 関係各部

被災者及び災害応急事業現地従業者に対して、主食、副食、飲料水等を供給する必要性が生じた場合、県及び関係団体等との連携により、速やかに供給するよう努める。

具体的な施策については、第2編第2章第21節「食料等の供給」に準じる。

第22節 生活必需品の供給

本部室 関係各部

住家被害等により、被服、寝具その他の生活必需品を確保できない者に対して、県及び関係団体等との連携により、速やかに供給するよう努める。

具体的な施策については、第2編第2章第22節「生活必需品の供給」に準じる。

第23節 給水・水道施設応急対策

上下水道部

災害時における飲料水及び生活用水の確保は、被災者の生命維持、人心の安定を図る上で極めて重要である。市は、被災者に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。市民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、市民の不安解消に努める。

具体的な施策については、第2編第2章第23節「給水・水道施設応急対策」に準じる。

第24節 下水道施設応急対策

上下水道部

災害時においては、し尿等の処理の問題が極めて重要であることから、市は直ちに下水道施設の被害状況を調査し、必要な応急措置を講じる。また、下水道に流入する汚水の量を少なくするため、トイレの使用や入浴等の自粛の協力を住民に広報する。

具体的な施策については、第2編第2章第24節「下水道施設応急対策」に準じる。

第25節 トイレ対策

民生部 関係各部

災害時においては、し尿等の処理の問題が極めて重要であることから、避難所の上下水道等の被害状況を調査し、仮設トイレの設置が必要と認められる場合は、県及び関係団体等に協力を求め、仮設トイレを調達する。

具体的な施策については、第2編第2章第25節「トイレ対策」に準じる。

第26節 廃棄物の処理

民生部 関係各部

大規模な災害が発生した場合、建築物の倒壊、焼失等によって多量の廃棄物が発生することが予想される。このため、各地域別の被害状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の被災状況を確認のうえ、あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、ごみの収集、運搬、処分の実施計画を策定し、応急対策にあたる。

具体的な施策については、第2編第2章第26節「廃棄物の処理」に準じる。

第27節 保健衛生

民生部 関係各部

大規模な災害が発生した場合には被災地の環境衛生条件が低下し、感染症発生のおそれがあるため、迅速かつ強力な防疫対策等を実施するとともに、被災者の健康状態等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第27節「保健衛生」に準じる。

第28節 社会秩序の維持

関係各部

被災地域における治安の維持と市民の安全を図るため、警察機関が行う警備活動に対し、必要な情報を提供するなど積極的に協力する。

具体的な施策については、第2編第2章第28節「社会秩序の維持」に準じる。

第29節 遺体の捜索・処理・埋火葬

民生部

災害により死亡者が発生したときは、警察、医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携を図りつつ、遺体の捜索、処理、埋葬又は火葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図る。

具体的な施策については、第2編第2章第29節「遺体の捜索・処理・埋火葬」に準じる。

第30節 ライフラインの応急対策

関係各部

電気、ガス、上下水道、電話、公共交通に関わる各事業者は、各々の計画に従い、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して被害の拡大防止及び早期復旧に努める。

具体的な施策については、第2編第2章第30節「ライフラインの応急対策」に準じる。

第31節 公共施設等の応急復旧

関係各部

市庁舎、学校（園）、道路、橋梁、河川、その他の公共施設が災害による被害を受けたときは、各施設を所管する部班が直ちに修繕工事を行うものとするが、その場合、災害応急対策を推進する上で重要な施設を優先する。なお、電気、ガス、上下水道、電話の各事業者と十分な連携をとる。

具体的な施策については、第2編第2章第31節「公共施設等の応急復旧」に準じる。

第32節 農林水産業対策

産業建設部

大規模な災害の発生により、農地及び農作物等の被害、農業用施設等の損壊のほか、家畜被害、水産関係被害などが予想される。このため、市は各関係機関と相互に連携を図り、被害を最小限に食い止めるための確な措置を行う。

具体的な施策については、第2編第2章第32節「農林水産業対策」に準じる。

第33節 孤立地域対策

関係各部

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知が遅れ、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立した地域の応急対策は、常にこのことを念頭に置き、優先すべきことを適切に判断して対応する。

具体的な施策については、第2編第2章第33節「孤立地域対策」に準じる。

第34節 二次災害の防止

本部室 産業建設部 関係各部

二次災害を防止するため、道路・橋梁、土砂災害の危険区域の巡視等を行うとともに、危険性が認められるときは、非常配備体制や立入禁止措置等の対策をとる。

具体的な施策については、第2編第2章第34節「二次災害の防止」に準じる。

第35節 建物の被害認定調査

企画総務部 産業建設部
関係各部

災害発生時には、災害の被害認定基準に基づいた被害調査をもとに、市が発行する「り災証明」が、被災者に対する義援金の支給、災害救助法による応急修理あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となるなど各種被災者支援策と密接に関連しており、被害認定業務が円滑かつ的確に実施できるよう体制の整備に努める。

具体的な施策については、第2編第2章第35節「建物の被害認定調査」に準じる。

第36節 住宅の修理、応急仮設住宅の建設等

産業建設部 関係各部

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、応急仮設住宅の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第36節「住宅の修理、応急仮設住宅の建設等」に準じる。

第37節 文教対策

教育部

大規模な災害により児童、生徒、教職員及び学校その他文教施設が被害を受けるなど、通常の教育を受けることが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の支給等の措置を講じ、応急教育を実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第37節「文教対策」に準じる。

第38節 義援金品の受付及び配分

企画総務部 民生部

大規模な災害時には、県内外から多くの義援金、義援物資が送られてくることが予想されるため、これらの受け入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分する。

具体的な施策については、第2編第2章第38節「義援金品の受付及び配分」に準じる。

第39節 応急公用負担

関係各部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市域内の私有の施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより必要な措置を図る。

具体的な施策については、第2編第2章第39節「応急公用負担」に準じる。

